

新潟県教育界における学閥問題

にいがた県民教育研究所「学閥」研究会

プロローグ：

なぜ「学閥」を問題にするのか

教師になって一年目、夢中で仕事に取り組んでいたA君に、校長から突然呼び出しがありました。「君、〇〇会に入らないかね。勉強にもなるし、人事異動のときも都合がいいよ。」「学閥」についてあまりよく知らなかったA君は取り合えず「考えさせていただきます。」ということでした。その場は終わりましたが、断わると校長との関係が気まずくなりそうでした。

青年女性教師Bさんの職場ではクラス40人をこえる児童数に加えて、学力の低い子どもや問題行動を起こす子どもをかかえて目の回るような忙しさの毎日です。「一人ひとりの子どもに少しでも行き届いた教育を」という気持ちでがんばっているのですが、家に仕事をもって帰って毎晩仕事をしても追いつかない状態で体はもうクタクタです。

そこへ官制の研究指定校を引き受ける話が校長から持ち出されました。研究テーマは、Bさんが日頃から考えている問題意識とはかけ離れたものであり、またそのための研究計画の作成や指導主事の来訪、報告書づくりなどの仕事を考えると気が重くなりました。そんなエネルギーがあったらもつと直接、子どもとのふれあいにあてたい気がしました。しかし、校内ではだれも反対する人はいませんでした。特に、男性教員にとっては自分の「将来」に差し支えが生じるから反対したくてもできないということを聞かされました。

四〇代も半ば過ぎたベテラン教師のCさんはこのごろ憂うつです。それは「教頭研修会」のことです。毎月一回泊まり込みで、「学閥」主催の「教頭研修会」に出かけていますが、その雰囲気は面白くありません。新潟県の小・中学校の管理職ポストは学校ごとそれぞれ「学閥」の指定席になっているので、公的な昇任のための試験とはいっても、実質的には「閥内競争」になっています。そこでの

競争相手と自分を較べてみると、今までの閥内の「実績」からみても自分はあまり通りそうな気はしないのですが、それでもおおよそ教育とは実質的な関係のないこまかしい法規なども暗記しなければなりません。こんな試験のやり方で本当にいいのかという疑問もわき、こんなことなら管理職になるより、のびのびと子どもの教育に情熱を傾けたいという気持ちになることもあります。

いま、教育の現場では子どもの発達の歪みや低学力が大きな問題になっています。また一方では、教員に対する上からの管理統制が強まっており、労働条件もますます苛酷化しています。子どもが健やかな発達を遂げられる重要な保障の一つとして、教員の一人ひとりが教育の専門家としての成長と自主性が保障され、経験や男女の別をこえて、教師一人ひとりの情熱ともち味が発揮できるような、のびのびとした教育現場づくりが緊急に求められています。新潟県の教育界をみると、先上げた一部の例にもみられるように、その阻害要因として「学閥」問題が深い影を落としています。

新潟県の特に小・中学校における「学閥」支配は県教育庁の義務教育課長をはじめ管理主事や指導主事、各小・中学校の校長、教頭などの管理職ポストが全席指定されている利権支配に最も鋭く現われています、このように教育行政

や学校運営に重要な位置を占める公的なポストが私的な集団によって利権支配されているのです。そのことは教育基本法第十条「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負っておこなわれるべきものである。」という規定にも反するものといわなければなりません。またこのこのような不当な支配を背景にして人事異動や校務分掌の決め方についても納得のいかないことが行なわれています。特に、人事異動は「学閥」に入っているかどうか、希望地への異動実現の決め手ともいわれ、またいわゆる「袖の下」もうわさされています。教師にとって勤務地の問題は、安心して子どもの教育に打ち込めるための生活条件・労働条件・教育条件とも大きなかわりあいをもっているだけに「学閥」による不当な利権支配はやめさせなければなりません。

しかしながら新潟県における「学閥」は、以上のような人事を中心とした利権支配にとどまらず、日常の教育現場をも支配している上でさらに深刻です。「学閥」を通じて、男性教員を統制・系列化し、上意下達の管理体制をつくり上げ、その裏返しとして女性教員を一段低くみる風潮が、職場の民主的雰囲気破壊しています。このような中で、子どもの教育に情熱を傾けることよりも、「学閥」の中のしがあがることに「教育者」としての「生きがい」を感じるといふ、教師としての心理的退廃現象も主として男性

教員の中に広がる土壌が醸成されています。

このような新潟県教育界の「学園」問題は「新潟県教育界の恥部」ともいわれ、新潟日報紙上でも二回【「師範園」(あすの教育のために)、一九六五年五月、および「揺れる学園」(新大教育学部と上越教育大)、一九八〇年八月]にわたって連載特集としてとりあげられました。しかしながら、そのような社会的批判にもかかわらず「学園」の不当な支配や弊害は一向に改められていません。それはとりわけ「学園」の不当な支配に反対し、民主的な教育行政と職場づくりをめざす新潟県の教師自身の運動が希薄であることが最大の原因です。本来このような運動の中心となるべき新潟県教職員組合(新教組)の委員長、書記長など四役が「学園」の指定ポストになっており、新教組執行部が「学園」のコントロールの下におかれてきたことに、改めて「学園」問題の根深さを思い知らされます。

いいた新潟県民育研究所では、このような「学園」問題の重要性とそれに対する今までの取り組みの不十分さを痛感し、新潟県固有の教育問題として「学園」問題の実態とその本質の解明と、実践的解決の方向を考える視点を提供する意味をこめて、今回、新潟県教育界における「学園」問題を連載することにいたしました。「学園」はおかしいという意見は、現に「学園」に入っている人も含めて多くの教師や県民から聞かれます。しかしまた一方では、「学園」

が県教育界において絶大な権力と影響力をもっているために「今さらどうしようもない。」という、あきらめに似た気分もまんえんしています。しかし、いかにその権力が大きかろうとも、一人ひとりひとりの教師や県民・父母が新潟県の教育現場を明るくし、子どもたちが健やかに成長できるような環境づくりを願って真剣に考え、運動するならば、このような不当なことがいつまでも続くはずがありません。本連載では以後、次のような点について、「学園」問題を連載していく予定です。

1. 「学園」の現状とその利権支配の実態
 ……その不当な利権支配と差別の構造……
 2. 「学園」の歴史にみるその本質
 ……「学園」は何をしてきたのか……
 3. 学校の民主的運営と「学園」
 ……民主的運営を阻害するものとしての「学園」……
 4. 「学園」にみる教師・教育論
 ……教師をむしばむ「学園」の影……
 5. 民主教育の実現・実践と「学園」
 ……特に教職員組合運動との関係……
 6. 「学園」に対する民主化闘争
 ……教師・父母・県民のねがいを運動に……
- 「学園」に対しては、教員をはじめ、県民多数の方々か御意見や「学園」にまつわる御経験をお持ちのことと思

ます。それらをどしどし県民教育研究所へお寄せください。それらも連載に反映させていきたいと考えています。

「学園」研究についての研究所の立場

当研究所の重要な特徴のひとつは、その経済基盤を会員制を基本にした純粹に民間にしていることである。

その経済基盤からだけではなく、むしろその基本理念からしてそうなのだが、いかなる政治的立場や団体からも自由であり、また一面、すべての政治勢力やその他の団体の理念や運動内容をも対象化できる研究上の立場がある。

このような研究上の立場は、それが真摯なものであればあるほど、コロラリとして研究対象をその理念や運動・実態等について客観的かつ実証的なアプローチが、不可欠の要件となる。

当研究所は設立趣意のなかで、研究領域のひとつに、「新潟県の固有の教育的諸問題の研究」をあげた。「新潟の教育情報」第九号から連載される「学園」の研究はそのような研究のひとつとして企画されたものである。

これまで新潟県の公教育における師範閥を中心にした「学園」についての発言は、「新潟日報」に二度にわたって連載されたものほかに、新潟県議会で、特に「学園」にからむ教員人事等の不明朗を指摘されたことがあった。

「日報」のそれは、「学園」による教員人事や学校職場の実態にふれたすぐれた報告ではあるが、「学園」の公教育における本質的な役割、教育理念、教員の精神風土等の問題に踏みこんだものには必ずしもなっていない。

その種の研究は、先行する研究業績の蓄積もなく、教員社会一般の分析を領域とする教員社会論的研究も緒にたばかりである。

それらの点を考慮すれば、わたしたちの研究も必ずしも成功する保障があるわけではない。

しかしこの「学園」研究は新潟県の教育状況の分析としては極めて個性的なものにならざるを得ないだけでなくこの研究そのものによって必然的に新潟県の固有の教育状況そのものの一端が明らかになる可能性がある。またそれは大方の県民の要請でもあると信じる。

シリーズとしての研究報告は必ずしも順序よく掲載されるとはかぎらない。それは主として資料上の制約によるが、息ながく研究活動を続けることによって、いくばくかの成果を得たいと思っている。大方の御叱正と御援助・御助言を期待したい。

なお連載される研究報告は、当研究所の「「学園」研究会」の名でおこなわれる。

(にいがた県民教育研究所副会長 八木 三男)